

「中間所得層への支援強化」に関する全国知事会
からの意見について
～文教・スポーツ常任委員会構成県からの意見～

【全国知事会 文教・スポーツ常任委員会を構成する道府県】

北海道、秋田県、山形県、宮城県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、島根県、香川県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

3. 教育未来創造会議が提言した「中間所得層への支援強化」について

①支援対象を中間層に拡大することについてどう考えるか

(秋田県)

- ・広く高等教育の機会を提供することにつながり、教育にかかる負担軽減が少子化解消の一因であると考えれば、多子世帯や理工系などの条件を付与せず、支援対象を中間層に拡大することは望ましい。

(宮城県)

- ・支援対象が拡大することについて異議はないが、拡大しても各都道府県の事務に負担がないような制度設計をお願いしたい。

(長野県)

- ・支援対象を中間層に拡大することについては賛成。

(兵庫県)

- ・意見なし(賛成)

(鳥取県)

- ・子育てや教育に要する費用が子どもの数に大きく影響していることを踏まえると、現在の所得基準については一定程度緩和することが必要と考える。
- ・国が実施する授業料等の減免や給付金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い経済的困難が生じた学生にも配慮した上で、制度の拡充を図ること。
- ・大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の貸付制度を創設すること。

(佐賀県)

- ・新たな財政負担を伴う内容であることから容易な判断はできないが、多子世帯等へ支援を拡大すること自体は良いことと思われる。

(宮崎県)

- ・中間層支援として、高等学校等就学支援金制度の目安年収を参考として、約 600 万円程度の間層までを対象とはできないか。

(愛知県)

- ・中間層であっても支援を必要としている世帯が少なくないと思われるので、支援対象の拡大については積極的に検討すべきであると考える。

3. 教育未来創造会議が提言した「中間所得層への支援強化」について

②「多子世帯」の支援の在り方についてどう考えるか（子ども3人以上の世帯は一律支援対象とする、子どもの数に応じて年収要件を緩和する等）

（長野県）

- ・ 少子化対策の面で支援対象を検討するだけでなく、大学等で学びたい学生を支援するための制度として見直しするべきと考え、多子世帯に限らず子どもの数に応じて年収要件を緩和するほうが効果的と思われる。

（兵庫県）

- ・ 高校生等の奨学給付金は従前から第二子以降の子について給付額を増額しており、修学支援新制度においても多子世帯への支援の拡充は必要である。

（鳥取県）

- ・ 3人目以降を断念する大きな要因が子育てや教育にかかる費用であることを踏まえると、多子世帯への支援は必要と考える。
- ・ 支援の在り方については、家庭の財政面を考慮し、一律ではなく、子どもの数に応じて年収要件を緩和するなどが望ましいと考える。
- ・ 低所得世帯に対する奨学のための給付金については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

（宮崎県）

- ・ 高等学校等就学支援金制度の目安年収を参考として、両親共働き、一方のみの働き等、家庭の状況や子どもの数に応じて年収要件を緩和してはどうか。

（愛知県）

- ・ 教育に係る負担が3人目以降の子をもつことを断念する要因となっていることを考慮すれば、多子世帯への支援は必要であると考える。なお、一律の支援ではなく、世帯の年収と連動させることが適当であると考える。

3. 教育未来創造会議が提言した「中間所得層への支援強化」について

③支援対象となる「理工系及び農学系」をどのように特定すべきか

(長野県)

- ・「STEAM教育の強化・文理横断による総合知創出の推進」とのバランスがとれるよう、既存の学系にとらわれすぎず、幅広く支援対象の設定を検討していくべきと考える。

(鳥取県)

- ・諸外国との競争力確保の観点から、産業人材の育成に関わる理学部、工学部、農学部、情報学部系の学部について支援対象とするのが望ましいと考える。

(宮崎県)

- ・理工系、農学系の学生へのインセンティブは、割合を高めるためにも必要だと感じる。
- ・大学における研究内容を精査した上で支援対象を特定し、必要とされる研究人材を増やすことを期待したい。

(愛知県)

- ・理系の高校生の選択学部は、理工系、農学系の他に医療系もある。
- ・文系学部に比べ一般的に医療系含む理系の学部は学費が高額となる傾向があるため、医療系の大学や、専修学校についてのご配慮いただきたい。

4. 高等教育の修学支援新制度開始による成果・効果について

(宮城県)

- ・本県の支援者のうち全額免除の割合が多く、制度が十分に活用されていると感じている。

(長野県)

- ・住民税非課税世帯の進学率が上昇していることから、制度導入の効果があったと考えている。

(兵庫県)

- ・修学支援新制度の導入により、家庭の経済状況に関わらず大学等への進学の開かれたことは評価できるが、高校生等の就学支援金と比べ所得要件が厳しいため、更なる要件緩和が必要である。

(鳥取県)

- ・県内公立大学及び私立専修学校の修学支援新制度の支援者数は増加しており、これまで修学の継続に困難さを感じている者が進学に転ずるなど、本制度がプラスになっていると実感しているとの学校からの意見が寄せられている。

公立大学・・・令和2年度 121人（9.8%（学生数1,238人））→令和3年度 142人（11.6%（学生数1,221人））

私立専修学校・・・令和2年度 62人（10.6%、生徒数585）→令和3年度 89人（13.9%、（生徒数639人））”

(愛知県)

- ・国内の新型コロナウイルスの感染拡大と同時期に新制度が開始（令和2年度4月～）され、救われた学生、世帯は多かったと実感している。
- ・経済的に困窮する世帯の子どもが大学教育を受けられる機会を拡充することで、将来に幅広い選択肢が得られる可能性が高まったことは効果的であったと考える。

5. その他高等教育の修学支援新制度に関する御意見

(鳥取県)

- ・ 制度の拡充にあたっては、国において必要な財源措置を行うこと。